

パブリックコメント手続実施要項

作成日:令和7年(2025年)10月24日

案件の名称	箕面市水道事業経営戦略(素案)
パブリックコメント手続実施の目的	箕面市の水道事業については、平成27年度から令和16年度までの20年間を計画期間として「箕面市上下水道施設整備基本・実施計画」を策定し経営戦略としていますが、計画の策定から概ね10年を迎える、人口動態や北大阪急行の延伸に伴う水需要の地域分布の変化、大阪広域水道企業団との統合(検討中)、人件費や物価の上昇など箕面市の水道事業を取り巻く環境が大きく変化していることから、見直しを行い、「箕面市水道事業経営戦略」として策定することとしました。このたび、その素案について広く市民のみなさまの意見を募集します。
実施部局名	上下水道局
(問い合わせ先)	経営企画室 (電話:072-724-6755)
パブリックコメントの対象となる資料	箕面市水道事業経営戦略(素案) 箕面市水道事業経営戦略【概要版】、【概要版(補足資料)】
閲覧方法と閲覧場所	(1) 市ホームページ https://www.city.minoh.lg.jp/water/water_strategy2025.html (2) 上下水道局 経営企画室 (上下水道庁舎2階) (3) 行政資料コーナー (箕面市役所 別館1階 12番窓口) (4) 豊川支所、止々呂美支所 (5) 総合保健福祉センター (6) 中央・東・西南・船場生涯学習センター、中央・東・桜ヶ丘・西南・小野原・船場図書館 (7) みのお市民活動センター、らいとぴあ 21、ヒューマンズプラザ、箕面文化・交流センター(北館・南館) ※(2)～(5)は、月曜日～金曜日(祝日及び年末年始(12月27日(土)～1月4日(日))を除く)の9時から17時まで、(6)～(7)は、施設の開館日、開館時間内
意見等の提出期間	令和7年(2025年)12月11日(木)から 令和8年(2026年)1月19日(月)まで(郵便の場合は必着)
意見等の提出方法	次のうちいずれかの方法で提出してください。 (1) 閲覧場所の窓口への提出 (2) 郵便による送付 (〒562-0003 箕面市西小路3-1-8 上下水道局経営企画室) (3) ファクシミリによる送付 (072-722-7413) (4) 電子申請システム(LoGo フォーム)による送付  (こちらのQRコードを読み取ってください)

		<p>※閲覧場所の窓口に意見書のひな形をご用意していますので、ご利用ください。 (自由な形式で提出していただいてもかまいません。)</p>
	意見等を提出できるかた	<p>(1) 本市にお住まいのかた (2) 本市に事務所又は事業所がある事業者 (3) 本市にある事務所又は事業所に勤務しているかた (4) 本市にある学校に在学しているかた (5) 本市に対して納税義務を有しているかた (6) 上記(1)から(5)に該当するかたで構成された団体</p>
意見等を提出する際の必要記載事項		<p>(1) 意見を提出しようとする案件の名称 (2) 氏名及び住所(上記の「意見等を提出できるかた」のうち(2)に該当する事業者にあっては名称及び所在地、(6)に該当する団体にあっては、団体名及び団体事務局所在地) (3) 上記の「意見等を提出できるかた」のうち、該当する区分</p>
提出された意見等及び市の考え方の公表方法		<p>「閲覧方法と閲覧場所」に記載の方法・場所で公表します。 公表期間:令和8年(2026年)2月下旬3月上旬を予定 ※意見提出者への個別回答はいたしませんのでご了承ください。</p>
説明会		<p>(1) 12月15日(月) 19:00-20:30 とどろみの森学園 (2) 12月16日(火) 19:00-20:30 西南生涯学習センター (3) 12月17日(水) 19:00-20:30 東生涯学習センター (4) 12月20日(土) 10:00-11:30 みのお市民活動センター</p>
備 考		参考資料として、このページの後に「箕面市水道事業経営戦略」と「大阪広域水道企業団との 統合素案」との関係性について図解した概念図を添付しています。

(参考)【箕面市水道事業経営戦略】と【大阪広域水道企業団との統合素案】の関係性について（概念図）

令和7年11月現在

